

担当者にとってこれだけは押さえておきたい  
**改正独禁法が成立！**  
**厳罰化と裁量化の実務対策**  
～コンプライアンス・リスク回避のための勘どころを伝授～

- ◇日時◇ 2019年 9月25日(水)13:30～16:30  
◇会場◇ 東京・麹町 厚生会館 5階 青竹の間  
◇講師◇ 玉木 昭久 氏 森・濱田松本法律事務所 弁護士  
◇参加対象◇ 法務、監査、知財部門のご担当者

開催にあたって

独占禁止法の大幅な改正が、令和元年6月19日に成立した。実は、この独占禁止法改正案は、2年前の国会に提出する予定で公正取引委員会が調整を進めていたが、一部から強い反対意見が出されたため、国会提出が見送られた経緯がある。その後、さらなる検討を重ねて、今国会での成立にこぎつけられたものである。

この改正の内容は、一言でいえば、とりわけカルテル、談合等に対する厳罰化であるが、その中で、独占禁止法違反事件を摘発し、これらに対する制裁措置を運営する公正取引委員会の裁量権が大幅に認められることとなった。すなわち、裁量的課徴金制度の導入である。この制度は、課徴金減免制度(リエンシー)における減免率を一般的に現状よりも引き下げた上で、公正取引委員会の調査に協力的な違反被疑企業には別途課徴金を減じる一方、調査に対抗的な違反被疑企業には課徴金を増額することができるような『裁量的課徴金率』を導入しようとするものである。また、カルテルや談合等の独占禁止法違反行為に係る課徴金の賦課対象期間が、現行の、「違反行為終了後3年間」から「同じく10年間」に延長されることとなり、単純に考えれば、3.3倍の制裁に厳罰化されることとなる。

この改正独占禁止法はおよそ1年半後の令和2年末頃までに施行される予定であるが、上述のような公正取引委員会当局の裁量権の大幅増加や大幅な厳罰化の動向を踏まえると、独占禁止法違反に伴うリスクが大幅に増加するものであることから、この分野での企業のリスク管理もさらに緻密で、引き締めた対応が求められるのは明らかである。

こうした中、特に、公正取引委員会や霞が関での講師の豊富な経験を基にして、今回の独占禁止法改正の内容を概観し、それらに関する留意点や公正取引委員会等への対応策の基本的な考え方を懇切、丁寧にご説明いただきます。

併せて、そもそも運用が強化され、課徴金額の大幅な伸び等独占禁止法の厳罰化は現行でも顕著となっていることから、独占禁止法そのものもよく勉強し、認識しておく必要が大きくなっています。そのため、講師独特の分かりやすい資料により、独占禁止法の全体像を「早わかり」できるように解説していただきます。この講義で、もう一つの特長が、実際にあった事例を基にして作成した「クイズ」で「考え方の体感・体得」を追求するメソッドであるが、この方式は当講師独自で、リーガルセンスを体感でき、応用も効くと期待されています。

これにより、厳しい企業間競争で生き残るために、すまず高まる企業リスク、とりわけ独占禁止法に関するコンプライアンス・リスクを極力回避するのに必須の知識のみならず、リーガルセンスを体得し、応用の効く対処法をしっかり体得していただきます。

- \* 申込書にご記入いただいた個人情報、本研究会に関する確認・連絡および当会主催事業や刊行物のご案内をお送りする際に利用させていただきます。
- \* 「セミナーに関するご不明な点につきましては、当会ホームページより [TOP]→[公開セミナー]→[よくあるご質問]をご参照下さい。

【受講料】 1名 (税込)

正会員	32,400円 本体価格 30,000円	一般	35,640円 本体価格 33,000円
-----	-------------------------	----	-------------------------

申込方法 当会ホームページよりお申込みください。  
<https://www.bri.or.jp> \*その他セミナーの最新情報もご覧いただけます。

企業研究会セミナー

- ◎お申込み:当会ホームページまたはE-mailでお申込み下さい。
- \*お申込み後(開催1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送りいたします。
- \*最少催行人数に満たない場合ほか、諸般の事情により開催を中止させていただきます。ご了承ください。
- \*会員企業一覧は当会ホームページでご確認いただけます。(http://www.bri.or.jp)
- \*お申込み後のキャンセルは原則としてお受けいたしかねますのでご出席できない場合は、代理の方のご出席をお願いいたします。
- \*FAXでお申込みの際、「0(ゼロ)発信のFAX機」をご使用の場合は、必ず「0」を押してから、番号入力をお願いいたします。(別番号への誤送信にご注意下さい。)

【申込先】 一般社団法人 企業研究会 担当:金井

◎E-mail:kanai@bri.or.jp

〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR麹町ビル 2階

TEL 080-2103-6840(金井)・03-5215-3511(代表)/FAX03-5215-0951

191618-0303		2019.9.25 「改正独禁法が成立！ 厳罰化と裁量化の実務対策」	
会社名			
住所	〒		
部課役職		フリガナ お名前	
TEL	FAX		
E-mail			

担当者にとってこれだけは押さえておきたい  
**改正独禁法が成立！**  
**厳罰化と裁量化の実務対策**  
～コンプライアンス・リスク回避のための勘どころを伝授～

◆ プログラム ◆

■日 時：2019年 9月25日（水） 13：30～16：30

■講 師：玉木 昭久 氏 森・濱田松本法律事務所 弁護士

【略歴】東大法学部卒業後、通商産業省（現・経済産業省）入省、産業政策局、資源エネルギー庁、貿易局、中小企業庁等各部局の課長等を歴任。この間、97年～2000年公正取引委員会事務総局経済調査課長に在任。米ミシガン大学大学院経済学修士。2003年弁護士登録し、15年目を迎えている現在、年齢63歳。外為法（輸出管理）案件や過去最大級の同法違反事件の弁護活動をはじめ、M&A案件、大型カルテル・談合事件、取引契約等に係る交渉等の独禁法案件及び不当表示等景品表示法案件等のほか、知的財産権法等も得意としている。さらに、会社法、労働法、環境関係法等の案件にも深く関与する等、外為法、独禁法、下請法や政府関係調整（ガバメント・リレーションズ）、知的財産法、さらには会社法並びに労働法等の分野にわたって守備範囲も極めて幅広く活躍。

【著書等】三省堂刊「Q&A新しい独占禁止法解説」、東洋経済新報社「競争に勝つための新独禁法入門」、その他レクシスネクシス刊「ビジネス・ロー・ジャーナル」を始めとする法務関係雑誌等において、外為法、独占禁止法及び下請法のそれぞれに関する長期連載等も含めた著作、論文、講演等多数。

-解説-

13:30

1. 2019年独占禁止法改正案の概要と今後の対応策

【参考】確約手続きのあらまし

2. 競争の意義と独禁法規制

3. 独禁法違反行為に対する制裁措置等

4. 独禁法の枠組み早分かり

(1) 独禁法とはどんな法律か

(2) 独禁法の規制の枠組み

(3) 規制の4本柱の概要

⇒ ①私的独占

②不当な取引制限(カルテル、談合)

③不公正な取引方法

④企業結合規制

5. 独禁法違反行為に係る執行手続の概要

6. 独禁法コンプライアンスの重要性

7. クイズ～独占禁止法の実務例から～

16:30